



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

【日本語参照訳】

国家外貨管理局直接投資外貨管理政策の一層の改善と調整に関する通達

匯発〔2012〕59号

国家外為管理局各省、自治区、直轄市の分局、外貨管理部、
深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各中国資本外国為替指定銀行

外貨管理体制の改革を深く進め、行政審査を簡素化し、投資の促進と貿易の便宜を図るため、国家外貨管理局においては直接投資外貨管理方式を改善し、直接投資外貨管理行政許可の一部項目を取り消すことを決定した。関連内容については次の通りとする。

一、直接投資項目下における外貨口座の開設及び入金審査承認の取り消し

(一) 前期費用外貨口座、外貨資本金口座、資産普通口座、保証金口座の開設にかかる審査承認を取り消し、銀行が外貨局の関連業務システムに登録されている登記情報に基づき口座名義人のために口座開設手続を行うものとする。

前期費用外貨口座は外国の投資者が中国内において直接投資項目下に従事することによる前期諸費用を預金するのに用いる。当該口座の決算審査承認を取り消し、銀行が資本金決算関連規定に従って取り扱うものとする。これまでの外国投資者専用外貨口座(購入類、保証類、投資類、費用類)を取り消す。

保証金口座には外国保証金入金専用口座と国内保証金入金専用口座とがある。国内の経済主体が直接投資関連の保証金を受け取る必要が確かにある場合、上記口座をそれぞれ外国から入金した外貨保証金と国内入金の外貨保証金とにわけて開設することができる。保証金口座の資金は両替することができない。これまでの外国投資者土地使用権競争入札保証類専用外貨口座、外国投資者不動産権利取引専用外貨保証金口座を取り消す。

資産普通口座には国内資産普通口座と外国資産普通口座とがあり、それぞれ国内の経済主体が国内又は外国の資産権益取引による外貨所得を預け入れる。

(二) 資産普通口座、外国預入専用口座の入金審査承認を取り消し、銀行が外貨局の関連業務登記情報に基づき、口座開設者のために資金入金手続をする。

(三) 地域間外貨資本金口座及び資産普通口座の開設制限を取り消す。外商投資企業を主体とする資本金の流入限度額は、外貨資本金口座の開設数量制限を取り消し、個別の外貨資本金口座の流入限度額を取り消す。

二、外国投資者の国内における合法所得による再投資審査承認の取消

(一) 外商投資企業の外国投資者の資本積立金、剰余積立金、未処分利益等合法所得及び外商投資企業の登記済外債(利息を含め)の企業登録資本金への転換の審査承認を取消、会計士事務所は被投資企業関連外貨登記情報に基づく資本金検査報告手続を行う。

(二) 外国投資者の国内利益、持株譲渡、減資、清算、投資の先行回収等合法的所得の再投資審査承認を取消、会計士事務所は被投資企業に関する外貨登記情報にもとづく資本金検査報告手続を行う。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

三、外商投資性企業の国内再投資外貨管理の簡素化

- (一) 外商投資性企業による国内再投資企業の外貨登記手続きを取り消す。外商投資性企業と外国投資者が共同出資した場合、被投資企業は外貨登記手続きをする必要があり、外商投資性企業は中国側株主として登記する。
- (二) 外商投資性企業による国内投資金支払いの審査承認及び外商投資性企業が投資した企業がその外貨利益、株式利息及び配当を国内で外商投資性企業に転換する審査承認を取り消し、銀行が規定に従い企業が提出した書類の真実性を審査し、その資金の国内転換手続きをし、外貨局の関連業務システムに速やかに届け出るものとする。
- (三) 外商投資性企業の国内出資に対する外貨局による資本金照合手続きを取り消す。外商投資性企業と外国投資者が共同で出資した場合、外国投資者の出資は外貨局で資本金照合手続きをしなければならない。
- (四) 国内の企業が外商投資性企業やその他国内法人の外貨出資を受け入れた場合、所在地の外貨局で国内機関の国内再投資外貨情報登記手続きをしなければならない。銀行は外為局の登記情報に基づき、国内再投資専用口座を開設し、口座内の資金は外商投資企業外貨資本金の規定に従い管理する。
- (五) 外商投資ベンチャー投資企業、外商投資持株投資企業等投資を主たる業務とする外相投資企業の上記業務は外商投資性企業に参照して管理する。

四、外商投資企業の資本金検査照合手続の簡素化

- (一) 会計士事務所による外貨局への資本金検査報告に際する書類提出を取り消し、外貨局の関連業務システムに電子申請資料を送付することとする。会計士事務所は外貨局の関連業務システムの確認回答書を資本金検査報告書の根拠とする。会計士事務所は外商投資企業が外貨局に登録した各外国投資者の出資総額について資本金検査報告手続を受けること。
- (二) 外商投資企業の外国投資者の減資資本金照合手続きを取り消す。会計士事務所は外貨局減資外貨登記情報を出資確認情報とする。

五、外国投資者による中国の持株購入時における外資外貨登記手続きの簡素化

外国投資者が外国から振込みで持株譲渡金の全額を支払った場合、銀行が国内資産普通預金口座の資金入金届けを行った後、外貨局は関連業務システムにより外国投資者の中国持株出資確認登記を自動的に完了する。

外国投資者がその他の貨幣以外の形で持株譲渡金の一部又は全額を支払う場合、持株権が変更された企業は所在地の外貨局で外国投資者による中国持株買い入れ出資確認登記申請を行うこと。

六、直接投資項目下による外貨購入及び対外決済の審査承認の取消

- (一) 外商投資企業の減資、清算、投資所得の先行回収により外国投資者への外貨購入及び対外決済の審査承認



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

認を取り消し、銀行が外貨局の関連業務システムの登記情報に基づき、外国投資企業のために外貨購入及び対外支払い手続を行う。

(二) 国内法人又は個人による外商投資企業の外国持株権購入に際し、持株権譲渡代金の外貨購入国際決済及び国際決済審査承認を取り消し、銀行が外貨局の関連業務システムの登記情報に基づき、国内法人又は個人のために外貨購入及び国債決済手続をする。

(三) 国内法人が海外へ外国投資の前期費用を支払う際の審査承認を取り消し、銀行が外貨局の関連業務システムの登記情報に基づき国内法人のために外国投資前期費用外貨購入及び対外決済手続をする。

(四) 外国法人が設立した国内の分支店・代表所及び外国の個人が国内の商業住宅を売却した際の外貨局の外貨支払い審査承認を取り消し、銀行が関連書類を審査し、外貨購入及び対外決済手続をすることができる。

(五) 外国の預入専用口座の資金支払い審査承認を取り消し、銀行が外貨局の関連業務システムの登記情報に基づき国内法人のために外国預入外貨購入及び対外決済手続をする。

(六) 上記業務の地域間外貨購入及び対外決済制限を取り消す。

七、直接投資項目下の国内外貨振込み審査承認の取消

(一) 前期費用の外貨口座資金の直接投資により発生した国内外貨振込みの審査承認を取り消す。直接投資項目下国内外貨資金の投資・取引・運用等資本事業取引を目的に発生したその他の国内外貨振込みの審査承認を取り消す。

(二) 次の直接投資項目下により外貨口座の国内資金振込みが発生した場合、銀行は本通達の添付書類2にしたがい、関連書類を審査した後振込み手続をする。

- 1、前期費用の外貨口座；
- 2、外貨資本金口座；
- 3、国内資産普通預金口座
- 4、海外資産普通預金口座
- 5、海外預入保証金専用口座
- 6、国内振込み保証金専用口座
- 7、国内再投資専用口座

八、海外貸出管理の一層の緩和

(一) 海外貸出資金の出所を拡大し、国内の経済主体が国内の外貨借入による対外融資を許可する。

(二) 海外貸出条件の制限を緩和し、外商投資企業による海外の親会社への融資を許可する。融資限度額は当該外国投資者が既に配当されたが払い出していない利益及び持株比率によって配当を受けるべき利益の合計を超えない限度とする。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

九、外商投資企業の外貨資本金人民元転管理の改善

(一)《国家外貨管理局綜合司の外商投資企業の外貨資本金による支払為替管理の改善に関わる業務取扱問題に関する補充通達》(匯綜発[2011]88 号、以下 88 号分という)に基づき、資本金為替支払い発票審査を実施する地域の銀行は、月ごとに《領収証、支払通知書等関連証憑を添付した資本金外貨支払月報表》、《税務初表の真偽鑑別証明書類を添付した資本金外貨支払月報表》、《外貨支払い後の返品、取引の取消、発票の取消等状況月報表》を提出する必要はなく、銀行は外貨局の関連業務システムに逐次届け出をすればよい。

(二)特殊両替項目の事前届け出手続きを取り消す。外商投資企業は現行法律法規に明確にされない支払いニーズについて、経営範囲内で真実・自己使用という原則に満たせば、銀行審査後に、人民元転及び支払手続きをして良い、ただし、外貨局の関連業務システムに逐次に届け出る必要がある。

十、銀行の直接投資項目下の外貨業務取扱規範意識の向上

(一)銀行は本通達及び添付の取扱手引きに従い、関連書類を詳細、厳格に審査し、直接投資項目下の各業務を取り扱うこと。

(二)銀行は直接投資項目下の各種外貨口座の開設と解約、資金の入金、外貨支払、外貨購入、振込等各種業務を取り扱った当日に、外貨局の関連業務システムに直ちに届け出ること。規定どおり速やかに且つ正確に同届出をしなかった銀行には、上記業務の取扱方法を事後届出から事前審査に変更することがある。

(三)銀行が本通達及びその他外貨管理諸規定に違反した場合は、外貨局は《中華人民共和国外貨管理条例》等法規にしたがいこれを処罰する。

十一、その他

(一)本通達の公布以前の、銀行及び企業の所在地の外貨局への報告及び外貨局各分局から総局へのすべての直接投資項目下の各種報告書類の報告義務を取り消す。

(二)本通達の実施後、現有の直接投資項目下における各種業務取扱及び口座のデータ移動等の問題については、添付書類4の原則を参照のこと。

(三)《〈資本項目下の外貨管理業務取扱規定(2009 年版)〉の通達》(匯綜発[2009]77 号)及び《国家外貨管理局綜合司〈国家外貨管理局行政許可項目表〉公布に関する通達》(匯発[2010]43 号)の内直接投資項目下に関する具体的業務の名称、取扱の根拠、取扱機関、実施機関、必要書類等の内容に本通達と一致しない部分がある時は、本通達に従い取り扱うものとする。

本通達は 2012 年 12 月 17 日より実施し、これより以前の規定と本通達に矛盾がある場合は、本通達に従うものとする。各分局においては、管轄内のセンター支局、支局及び管轄内の銀行に本通達を速やかに転送し、各中国資本銀行は本通達を速やかに分支店へ転送してください。取扱に際し問題があった場合は、速やかに国家外貨管理局資本項目下管理司へ連絡願います。